

I. 委託業務の概要

II. 契約に関する事務手続

1. 新規事業に係る手続の流れ P. 22
2. 実施計画書の作成 P. 23
3. 契約締結 P. 37
4. 継続事業に係る手続の流れ P. 38
5. 関係書類の提出 P. 38
6. 業務委託費積算基準 P. 39

III. 契約変更に関する事務手続

IV. 経理処理について

V. 機械装置等費について

VI. 労務費について

VII. その他経費について

VIII. 間接経費について

IX. 再委託費・共同実施費について

X. 検査

X I. 委託費の支払

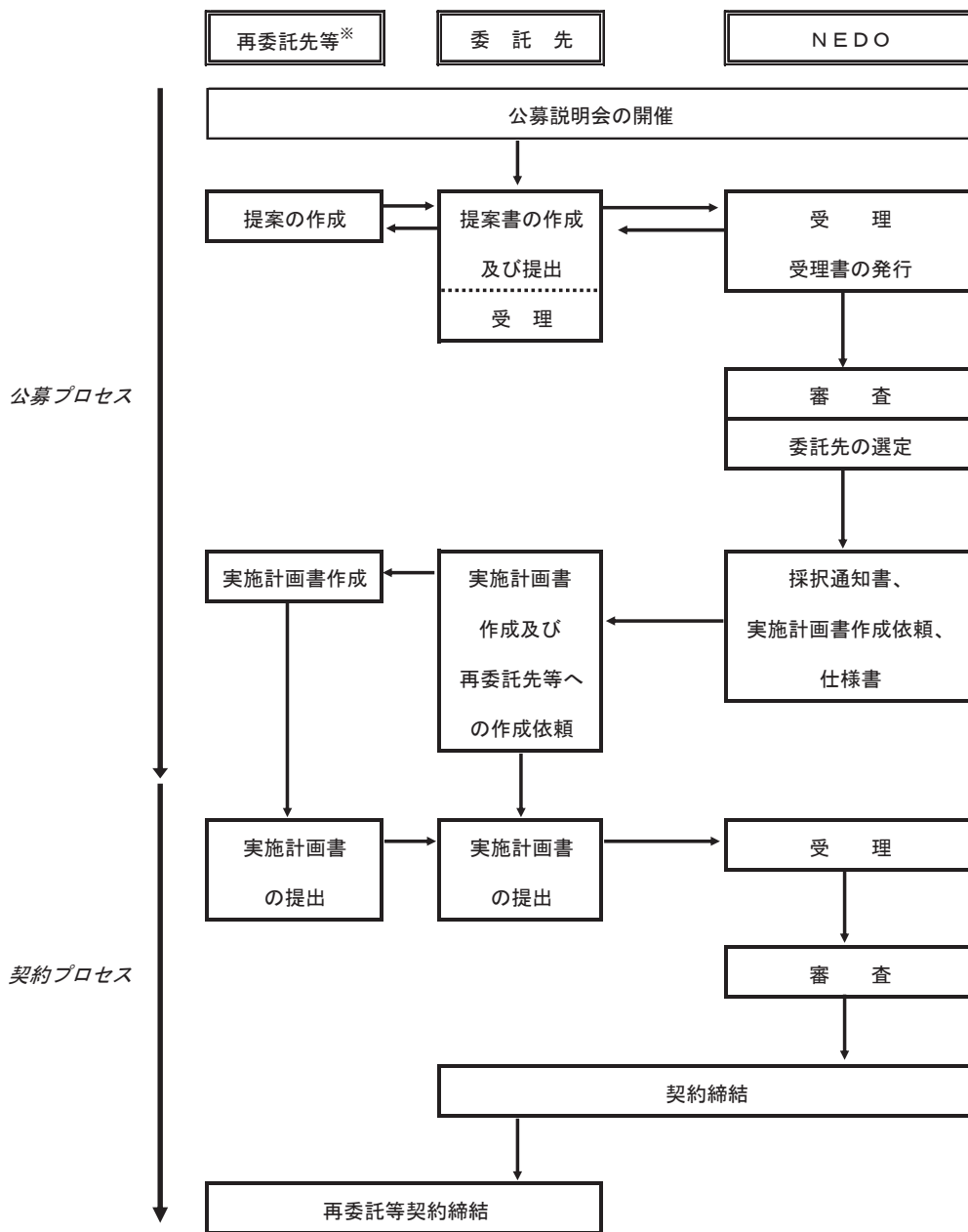
X II. 研究開発資産・知的財産権について

X III. 成果報告と研究成果の発信

X IV. プロジェクトマネジメントシステムの概要とユーザー登録

1. 新規事業に係る手続の流れ

(1) 事務手続フロー



※ 再委託先等とは、再委託先、共同実施先、研究分担先、分室のことをいいます。

(2) 全体の流れ

委託先として採択された事業者に対し、NEDOより「採択通知書」、「実施計画作成依頼」、「仕様書」を通知します。委託契約を締結するため、プロジェクト担当部の指示に従い以下の書類を提出してください(PMSの導入に伴い、実施計画書送付状の送付は省略します。)

① 主な提出書類 <参照頁>

ア. 実施計画書	本頁
イ. 間接経費率確認書(中小企業に該当する場合)	P. 137
ウ. エフォート証明書(エフォート専従者がいる場合)	P. 111

② 提出期限

採択通知日から1ヶ月程度で提出してください。

具体的には、プロジェクト担当部から通知する「実施計画書作成依頼」に提出期限を記載します。

2. 実施計画書の作成

(1) 実施計画書について

① 実施計画書作成にあたっての基本的な留意事項

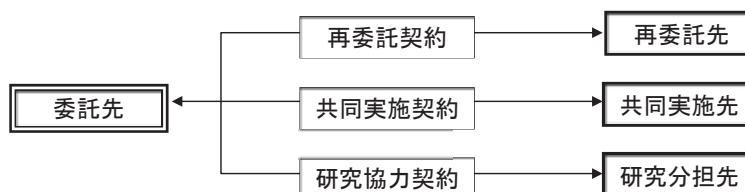
ア. 事業内容等の区分の明確化

事業内容等は、NEDOの仕様書に基づいて具体的に記載するとともに、再委託先等がある場合は、各分担内容・項目の区分を明確にしてください。



イ. 研究体制スキームの明確化

委託先が再委託等を予定している場合は、明確に研究体制スキームに組み込んで記載してください。なお、委託先は再委託先等と再委託契約等の適正な契約を締結することが必要になります。委託先と再委託先等が100%親・子会社の関係であっても、別法人であることから、必要な契約を取り交わしてください。



②実施計画書作成例(複数年度契約の場合)

日付を入れてください

「***件 名***」に係る委託業務実施計画書(N1年度~N3年度)

N1年〇月〇日

法人名: 〇〇〇株式会社

連名契約の場合は、併記してください

1. 実施計画の細目(手法・手段・研究場所等)

(1)事業目的

.....

(2)事業概要

.....

(3)事業内容

①××××の調査(担当:〇〇〇株式会社)

.....

②××××の検討(担当:□□□大学)

.....

③××××の試験(担当:△△△株式会社)

.....

④××××の設計(担当:〇〇〇株式会社)

.....

⑤××××の製作(担当:〇〇〇株式会社)

.....

⑥××××の開発(担当:国立研究開発法人▽▽▽)

.....

⑦××××の評価(担当:国立研究開発法人▽▽▽)

.....

⑧××××の海外調査(担当:〇〇〇株式会社)

.....

⑨××××委員会の開催(担当:〇〇〇株式会社)

.....

(4)実施計画

委託業務を実施するにあたって、必要となる事業項目について、NEDOが提示する仕様書に示す研究開発の内容の項目に沿って、具体的な実施内容を記述してください。項目例を以下に示します。なお、連名契約や再委託先等が存在する場合は、各事業者がどの項目を担当するのか明記してください。単独契約の場合は、「(担当:〇〇株式会社)」の記載は不要です。また、積算と整合するように注意をお願いします。

上記「(3)事業内容」であげた各事業項目の実施スケジュールを、事業期間全体に亘って記載してください。

事業期間全体分を記載

事業項目	N1年度				N2年度				N3年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
①××××の調査												
②××××の検討												
③××××の試験												
④××××の設計												
⑤××××の製作												
⑥××××の開発												
⑦××××の評価												
⑧××××の海外調査												
⑨××××委員会の開催												

2. 委託期間

N1年4月1日 から N4年3月31日まで

仕様書に従ってください。(3月末日が標準的完了日)

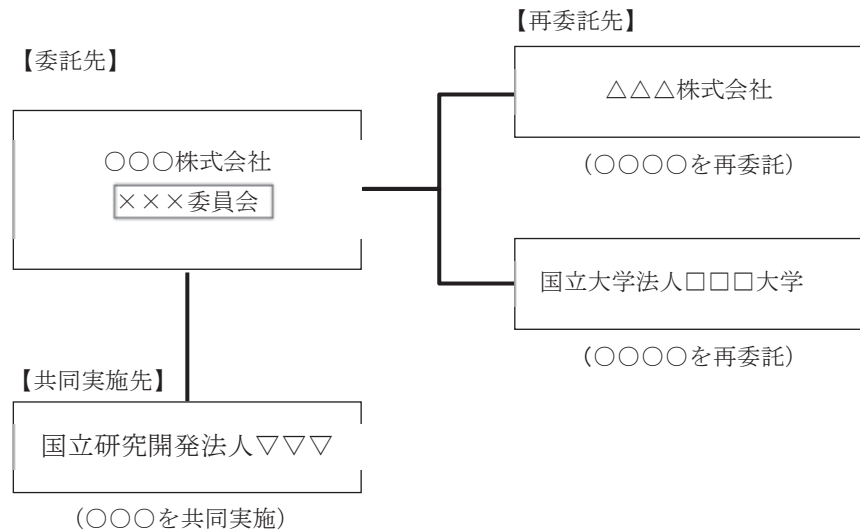
3. 研究体制

(留意点)

①PL等	NEDOが指名・委嘱するプロジェクトリーダー(PL)、プロジェクトリーダー代行、サブリーダーが配置される場合は、併記してください。
②業務管理者	NEDO委託業務を遂行する際の責任者です。委託業務の遂行を管理し、各種文書の提出や登録研究員の従事日誌の確認等を行います。研究実施場所毎に登録が必要です。また、登録研究員が業務管理者を兼ねることも可能です。
③経理責任者	NEDO委託費の使い方を管理する責任者です。経費発生調書の記載、発生経費に係る証拠書類の整理等を行います。
④業務実施者	連名契約において、代表委託先として委託業務を行う場合、代表委託先以外の委託先を検査します。業務内容に応じた労務費、旅費の経費計上が可能です。当該業務遂行にふさわしい経歴を有する方を原則2名以上登録してください。NEDOで実施する検査に係る研修を受講の上で当該業務を行ってください。

(1) 研究体制スキーム

再委託先等も含めて、全体のスキームを全期間分について、
分担が判るように記載してください。



(2) 委託先および分担先、分室における研究体制

PL等	氏名		所属・役職		
PL	** **				
PL代行					
サブ・リーダー	<p>NEDOが委嘱・指名したPLが配置される場合は、記載してください。 配置されない場合は、この欄は削除してください。</p>				
委託先名	〇〇株式会社				
業務管理者	氏名	フリガナ	所属・役職		
	** **	△△ △△	〇〇部長		
経理責任者	氏名	フリガナ	所属・役職		
	** **		経理部長		
プロジェクト 担当窓口	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号 (最寄り駅: 〇〇鉄道 〇〇線 〇〇駅)				
	氏名	所属・役職	電話	FAX	E-mail
	** **				
契約・検査・支払 担当窓口	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号 (最寄り駅: 〇〇鉄道 〇〇線 〇〇駅)				
	氏名	所属・役職	電話	FAX	E-mail
	** **				
研究実施場所①	〇〇〇株式会社 〇〇研究所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号 (最寄り駅: 〇〇鉄道 〇〇線 〇〇駅)				
登録研究員	氏名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容 「(3) 事業内容」であげた事業 項目の主(何を担当するか)を 記入(項目番号での記入可)
	<input type="checkbox"/> 〇〇 〇〇				
	<input type="checkbox"/> 〇〇 〇〇				
	<input type="checkbox"/> 〇〇 〇〇				
	<input type="checkbox"/> 〇〇 〇〇				
	◆ 〇〇 〇〇				
	▽ 〇〇 〇〇				
業務実施者	氏名	フリガナ	所属・役職	主な担当事業内容 代表委託先以外の委託先の検 査	
<p>連名契約の場合、仕様書の指示に従って、記載してください。 指示がない場合は、「業務実施者」の欄は削除してください。</p>					
研究実施場所②	〇〇株式会社 〇〇研究所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号 (最寄り駅: 〇〇鉄道 〇〇線 〇〇駅)				
業務管理者	<p>研究実施場所が複数ない場合は 「研究実施場所②」、「業務管理者」、「登録研究員」 の欄は削除してください。</p>				所属・役職
	** **			〇〇学部 准教授	
登録研究員	氏名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容 「(3) 事業内容」であげた事業 項目の主(何を担当するか)を 記入(項目番号での記入可)
<p>業務管理者は、研究実施場所毎に登録が必要です。</p>					
研究分担先名/ 分室名	〇〇株式会社				
<p>研究分担先、分室がある場合は、記載してください。 ない場合は「研究分担先名/分室名」の欄は削除してください。</p>					
業務管理者	氏名	フリガナ	所属・役職		
	** **		〇〇部 部長		
経理責任者	氏名	フリガナ	所属・役職		
	** **		経理部 経理課長		

(3) 再委託先および共同実施先における研究体制

再委託先名	△△△株式会社				
業務管理者	氏名	フリガナ	所属・役職		
	** **	△△ △△	研究開発部長		
経理責任者	氏名	フリガナ	所属・役職		
	** **		経理部長		
プロジェクト 担当窓口	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○番地○号 (最寄り駅:○○鉄道 ○○線 ○○駅)				
	氏名	所属・役職	電話	FAX	E-mail
	** **				
契約・検査・支払 担当窓口	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○番地○号 (最寄り駅:○○鉄道 ○○線 ○○駅)				
	氏名	所属・役職	電話	FAX	E-mail
	** **				
研究実施場所	○○○株式会社(本部) 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○番地○号 (最寄り駅:○○鉄道 ○○線 ○○駅)				
登録研究員	氏名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容
	<input type="checkbox"/> ○○ ○○				
	<input type="checkbox"/> ○○ ○○				
	◆ ○○ ○○				
	▽ ○○ ○○				
	▽ ○○ ○○				

e-Rad研究者番号を有しない場合は、空欄としてください。

業務管理者であっても未登録では労務費、旅費の計上はできません。

時間単価の登録研究員は名前の前に□印を付けてください。

エフォート証明書を提出する登録研究員は名前の前に◆印を付けてください。

労務費を計上しない登録研究員は名前の前に▽印を付けてください。

再委託先名	□□□大学(国立大学法人)				
業務管理者	氏名	フリガナ	所属・役職		
	** **	△△ △△	○○部教授		
経理責任者	氏名	フリガナ	所属・役職		
	** **		経理部長		
プロジェクト 担当窓口	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○番地○号 (最寄り駅:○○鉄道 ○○線 ○○駅)				
	氏名	所属・役職	電話	FAX	E-mail
	** **				
契約・検査・支払 担当窓口	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○番地○号 (最寄り駅:○○鉄道 ○○線 ○○駅)				
	氏名	所属・役職	電話	FAX	E-mail
	** **				
研究実施場所	○○○株式会社(本部) 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○番地○号 (最寄り駅:○○鉄道 ○○線 ○○駅)				
登録研究員	氏名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容
	◆ ○○ ○○			△△	
	□ ○○ ○○			○○研究科 特任研究員	
	d ○○ ○○			○○研究科 博士後期課程	

学生研究員は、学部生、博士前期課程(修士課程)、博士後期課程等を記載してください。

再委託先、共同実施先、分室、研究分担先毎に記載してください。

(4) 委員会等における外部からの指導および協力者

ア. ×××委員会における登録委員

氏名	所属・役職

イ. 有識者からの指導・助言等

氏名	所属・役職	指導・助言等の内容

4. 知的財産権およびデータマネジメント

実証事業委託および調査委託の場合、本項目は記載不要です。

(1) 知的財産権の帰属

知的財産権は、×××株式会社に帰属することを希望します。

知的財産権すべての帰属を希望しない場合は、その旨を記載してください。

(2) NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針(NEDO知財方針)に関する事項

NEDO知財方針に記載された「知財運営委員会(または同機能)」を整備し、「知財の取扱いに関する合意書」を原則としてNEDOとの契約締結までに、NEDOとも相談のうえ作成する。

対象となる事業のみ記載してください。

2013年度以降に新規に契約する委託事業のうち、公募要領または実施方針にNEDO知財方針の適用が明記されたプロジェクトが対象です(プロジェクト内の研究開発項目毎に対象が定められる場合があります)。

原則、2015年7月1日以降に公募を行う委託事業については、NEDO知財方針の適用となります。

なお、委託先のみ1者で本委託事業を実施する場合(再委託先、共同実施先もない場合)は、「NEDO知財方針に従い、知財マネジメントを実施します。」とのみ記載してください。

(3) NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針(NEDOデータ方針)に関する事項

NEDOデータ方針に記載された「知財運営委員会(または同機能)」を整備し、「データの取扱いに関する合意書」を原則としてNEDOとの契約締結までに、NEDOとも相談のうえ作成する。

対象となる事業のみ記載してください。

2018年度以降に新規に契約する委託事業のうち、公募要領または実施方針のなかでNEDOデータ方針の適用が明記されたプロジェクトが対象です(プロジェクト内の研究開発項目毎に対象が定められる場合があります)。

原則、2018年4月1日以降に公募を行う委託事業については、NEDOデータ方針の適用となります。

なお、委託先のみ1者で本委託事業を実施する場合(再委託先、共同実施先もない場合)は、「NEDOデータ方針に従い、データマネジメントを実施します。」とのみ記載してください。

5. その他

(1) 免税事業者【該当・非該当】

提出時に免税事業者該当するか記載してください。
計画変更時で該当期間があれば記載してください。

(2) 委託業務内での取得財産の解体撤去【予定あり・予定なし】

(記載内容)

【予定あり】の場合は、以下①～③についてわかる範囲で具体的に記載してください。

①解体撤去を予定する理由（下記の「解体撤去の要件」を参考に記載してください。）

②解体撤去を予定する取得財産の概要

- ・取得財産の名称（多種類ある場合は、主要なものを記載）、取得価額の総額、設置場所

③解体撤去を予定する時期

(解体撤去の要件)

以下のいずれかを満たす場合に、解体撤去を実施することが可能

- ・委託業務内で解体研究を実施する場合
- ・モデルプラント等で業務目的達成後、解体撤去することが前提となっている場合
- ・事業目的達成後に、取得財産を設置した（委託先等以外の）第三者の敷地等の原状回復を必要とし、かつ、その時点で利活用できない資産（機能が著しく低下している、移設するとその機能を失うなど物理的に使用できない資産）の場合

(その他留意事項)

- ・解体撤去の実施の可否については、最終年度に NEDO の判断により決定します。
- ・原則、実施計画書 6. 積算に解体撤去費用を計上しません。ただし、解体研究を実施する場合や、第三者の敷地に設置した資産で移設するとその機能が失われることが最初から想定される場合については、この限りではありません。

6. 積算

(1) 全期間総括表

委託件名: ○○○○○

(単位: 円、消費税及び地方消費税込み)

委託先名	再委託先名・共同実施先名	事業期間全体	N1年度	N2年度	N3年度
1. ●●●●株式会社		114,466,000	47,696,000	35,035,000	31,735,000
うち再委託	株式会社□□	(6,844,200)	(3,544,200)	(2,200,000)	(1,100,000)
うち再委託	国立大学法人◇◇大学	(4,111,800)	(1,361,800)	(1,100,000)	(1,650,000)
うち共同実施	学校法人▽▽大学	(9,087,100)	(5,237,100)	(3,300,000)	(550,000)
2. 国立大学法人★★★大學		68,068,000	50,412,000	8,828,000	8,828,000
うち再委託	株式会社○○○○	(5,225,000)	(3,025,000)	(1,100,000)	(1,100,000)
うち再委託	国立大学法人☆☆☆大學	(7,450,000)	(5,250,000)	(1,100,000)	(1,100,000)
うち共同実施	学校法人△△△大學	(6,800,000)	(4,600,000)	(1,100,000)	(1,100,000)
合計(1. + 2.)		182,534,000	98,108,000	43,863,000	40,563,000
うち消費税及び地方消費税		16,593,997	8,918,907	3,987,545	3,687,545
*うちNEDO負担額		182,534,000	98,108,000	43,863,000	40,563,000
*うちNEDO負担消費税等額		16,593,997	8,918,907	3,987,545	3,687,545

< *NEDO負担割合 1/1 >

*1 再委託先または共同実施先は、委託先の契約金額の内数として、再委託先等の金額（消費税込み）を（ ）書きで記載してください。

*2 共同研究契約等、負担率に定めがある場合は、「合計（1. + 2.）」、「うち消費税及び地方消費税」欄に対応したNEDO負担額を記載し、表の下にNEDO負担割合を分数で記入してください。

【研究分担先、分室がある場合の記載例】

3. ◆◆◆◆技術研究組合(全体)	24,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
(1) ◆◆◆◆技術研究組合	15,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
(2) 分担先: 株式会社……	9,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
4. 財団法人▲▲▲▲(全体)	24,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
(1) 財団法人▲▲▲▲	15,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
(2) 分室: ……株式会社	9,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000

・ 1 法人単独での契約で再委託先等がない場合は、全期間総括表は不要です。

(2) 委託先／研究分担先／分室総括表

委託件名：○○○○○
●●●●株式会社

委託先等が複数ある場合は、それぞれ作成してください。

項目	事業期間全体	N1年度	N2年度	N3年度
I. 機械装置等費	37,020,000	13,020,000	12,000,000	12,000,000
1. 土木・建築工事費	3,560,000	1,560,000	1,000,000	1,000,000
2. 機械装置等製作・購入費	30,371,000	10,371,000	10,000,000	10,000,000
3. 保守・改造修理費	3,089,000	1,089,000	1,000,000	1,000,000
II. 労務費	10,765,000	6,765,000	2,000,000	2,000,000
1. 研究員費	7,553,000	5,553,000	1,000,000	1,000,000
2. 補助員費	3,212,000	1,212,000	1,000,000	1,000,000
III. その他経費	30,251,000	11,251,000	9,500,000	9,500,000
1. 消耗品費	3,316,000	1,316,000	1,000,000	1,000,000
2. 旅費	6,640,000	2,640,000	2,000,000	2,000,000
3. 外注費	4,680,000	1,680,000	1,500,000	1,500,000
4. 諸経費	15,615,000	5,615,000	5,000,000	5,000,000
小計(I + II + III)	78,036,000	31,036,000	23,500,000	23,500,000
IV. 間接経費	7,803,000	3,103,000	2,350,000	2,350,000
V. 再委託費・共同実施費	18,221,000	9,221,000	6,000,000	3,000,000
合計(I + II + III + IV + V)	104,060,000	43,360,000	31,850,000	28,850,000
消費税及び地方消費税	10,406,000	4,336,000	3,185,000	2,885,000
総計	114,466,000	47,696,000	35,035,000	31,735,000
*うちNEDO負担額	114,466,000	47,696,000	35,035,000	31,735,000
*うちNEDO負担消費税等額	10,406,000	4,336,000	3,185,000	2,885,000

<*NEDO負担割合 1/1>

・消費税及び地方消費税は、各年度の合計の額から算出してください。ただし、再委託先等があり端数調整を要する場合は、委託先の消費税額に「(3)再委託先／共同実施先総括表」から算出した消費税額を足し合わせることも可とします。
・委託先が免税事業者の場合は、委託先の消費税額は0円としてください。

- * 共同研究契約等、負担率の定めがある場合は、「消費税及び地方消費税」、「総計」欄に対応した、NEDO負担額を記載し、NEDO負担割合を分数で記入してください。
- * 調査委託契約は、I. 機械装置等費がないため、II. 労務費をIに繰り上げます(III以下も同様)。また、大学・国研等の場合は、労務費の積算にあたり健保等級単価または契約単価を適用してください。

(3) 再委託先／共同実施先総括表

ア. 再委託先・共同実施先が企業等の場合は、(2) 委託先／研究分担先／分室総括表と同様に作成してください。ただし、「V. 再委託費・共同実施費」「*うちNEDO負担額」「*うちNEDO負担消費税等額」の欄は不要です。

イ. 再委託先または共同実施先が国立研究開発法人等の場合は、国立研究開発法人等用の積算基準に従って総括表を作成してください。

委託件名:○○○○○

国立研究開発法人□□機構

項目	事業期間全体	N1年度	N2年度	N3年度
I. 直接経費				
1. 備品費				
2. 消耗品費				
3. 人件費				
4. 光熱水費				
5. 旅費				
6. その他				
II. 間接経費				
合計(I + II)(消費税抜き)				
消費税及び地方消費税				
合計(消費税込み)				

ウ. 再委託先または共同実施先が大学等の場合は、大学用の積算基準に従って総括表を作成してください。

委託件名:○○○○○

国立大学法人□□大学

大学等の場合は、内税額を記載してください

項目	事業期間全体	N1年度	N2年度	N3年度
I. 直接経費				
1. 物品費				
2. 人件費・謝金				
3. 旅費				
4. その他				
II. 間接経費				
総計(I + II)				
うち消費税及び地方消費税				

(4) 委託費項目別明細表

(留意点)

実施計画書の「1. (3) 事業内容」が、合理的で経済的・効率的に行われるかという観点から、NEDOにて審査します。業務委託費積算基準(P. 39)、IV. 経理処理、各経費項目(V～IX)を参照の上、作成してください。

- ① 委託先／研究分担先／分室は、委託費項目別明細表を実施計画書に添付してください。
- ② 再委託先／共同実施先の委託費項目別明細表は、実施計画書への添付は不要です。委託先は再委託先／共同実施先から提出される委託費項目別明細表の内容を、次ページ以降に示す記載例を参考に、責任をもって確認し、その内容をNEDOに提出する総括表に反映させてください。

ア. 企業の場合

積算方法は、契約書で定める積算基準を確認してください。機械装置等費、消耗品費、旅費、委員会費については、平均単価方式または「〇〇一式」と記載することも可能です。ただし、実証事業など積算内容をFS調査等で事前に検討している事業については、省略せずに記載してください。

機械装置等費については、実施計画書の1.(3)事業内容の遂行に必要な「装置」および「その装置に必要な周辺機器」をまとめて一式で記載すること。
 例えば、(3)事業内容において「金属材料の①引張強度、②耐熱性について、評価する」という記載がある場合においては、引張強度試験装置一式、高温特性評価装置一式、試験片作成装置一式(①と②両方の実施の前提となる共通装置等は別に立てる等とする)のように記載してください。
 ただし、装置一式の価格が5百万円以上(消費税込)の場合は、内訳を記載すること(作成段階で具体的に記載することが困難な場合はこの限りではない)。
 例：〇〇〇分析装置一式 〇〇〇千円【内訳】主要装置：A装置一式〇〇〇千円 周辺機器：a機器一台〇〇〇千円、b機器一台〇〇〇千円、c機器一台〇〇千円

●●●●株式会社 項目別明細表(N1年度)

積算基礎(円)		積算額(千円)
I. 機械装置等費		13,020
1. 土木・建築工事費		1,560
〇〇土木・建築工事費	@ 7,800 円 × 200 H = 1,560,000	
2. 機械装置等製作・購入費		10,371
〇〇製作設計費	@ 6,980 円 × 150 H = 1,047,000	
〇〇製作加工費	@ 8,100 円 × 40 H = 324,000	
〇〇試験装置一式	= 4,500,000	
〇〇評価装置一式	= 1,100,000	
〇〇作成装置一式	= 3,400,000	
3. 保守・改造修理費		1,089
〇〇装置改造費一式	= 589,000	
〇〇装置保守費一式	= 500,000	
II. 労務費		6,765
1. 研究員費		5,553
①研究員	@ 4,140 円 × 750 H = 3,105,000	
②補助員	@ 3,000 円 × 816 H = 2,448,000	
2. 補助員費	@ 12,900 円 × 94 日 = 1,212,600	1,212
III. その他経費		11,251
1. 消耗品費		1,316
〇〇薬品一式	= 440,000	
〇〇実験器具一式	= 876,000	
2. 旅費		2,640
(1)研究員旅費	国内旅費一式 = 300,000 海外旅費一式 = 2,000,000	
(2)専門家旅費	海外旅費一式 = 340,000	
3. 外注費	〇〇ソフト開発外注 = 1,680,000	1,680
4. 諸経費		5,615
(1)機械リース料	@ 535,000 円 × 10ヶ月 = 5,350,000	
(2)委員会費	委員謝金一式 = 100,000 委員旅費一式 = 109,000	
(3)報告書等作成費	電子ファイル作成一式 = 56,200	
IV. 間接経費[(I+II+III)×10%]	31,036,000 円 × 10% = 3,103,600	3,103
①小計(I+II+III+IV)		34,139
②小計(①、円)		34,139,000
③消費税及び地方消費税(円)		3,413,900
合計(②+③)		37,552,900
V. 再委託費・共同実施費		9,221,000
1. 再委託費		4,460,000
株式会社□□	= 3,222,000	
国立大学法人◇◇大学	= 1,238,000	
2. 共同実施費		4,761,000
学校法人▽▽大学	= 4,761,000	
④消費税及び地方消費税		922,100
合計(V+④)		10,143,100
合計(②+V)		43,360,000
消費税及び地方消費税(③+④)		4,336,000
総計(円)		47,696,000

単価の記載が必要

研究員費は、原則として健康保険等級に基づく労務費単価としてください。

補助員費は、雇用契約等に定める単価と13,600円/日(交通費込)のうち低い方の単価としてください。

再委託先・共同実施先がない場合はこの欄は削除してください。

- 平均単価方式とした場合には、平均単価の積算の考え方について確認することがあります。(提示できるように保管してください。)
- 経費の算定については外税方式とし、積算するときには消費税抜き額を計上し「消費税及び地方消費税」の欄に税率10%を乗じて計上してください。
- 中項目(上記例では算用数字で括ってある項目)ごとに合計し、千円未満を切捨ててください。
- 再委託先についても、この表に準じて項目別明細表を作成してください。

イ. 国立研究開発法人等の場合

国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人（平成十一年七月十六日法律第百三号独立行政法人通則法に規定する法人）および地方独立行政法人（平成十五年法律第百十八号地方独立行政法人法に規定する法人））の積算方法は、契約書で定める国立研究開発法人等の積算基準を確認してください。備品費、消耗品費、光熱水費、旅費、会議費等については、平均単価方式または「〇〇一式」と記載することも可能です。

備品費については、実施計画書の1.(3)事業内容の遂行に必要な「装置」および「その装置に必要な周辺機器」をまとめて一式で記載してください。
 例えば、1.(3)事業内容において「金属材料の①引張強度、②耐熱性について、評価する」という記載がある場合においては、引張強度試験装置一式、高温特性評価装置一式、試験片作成装置一式（①と②両方の実施の前提となる共通装置等は別に立てる等とする）のように記載してください。また、複数の競争的研究費等による「共用設備」を購入する場合は、品名に【共用設備】と記入の上、「負担割合」を乗じてください。

国立研究開発法人▽▽▽ 項目別明細表(N1年度)

積算基礎(円)		積算額(千円)
I. 直接経費		26,919
1. 備品費		9,000
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 〇〇試験装置 一式 = 4,500,000 〇〇評価装置【共用設備】 一式 2,200,000 × 1/2 = 1,100,000 〇〇作成装置 一式 = 3,400,000 </div>		
2. 消耗品費		1,316
〇〇薬品 一式 = 440,000 〇〇実験器具 一式 = 876,000		
3. 人件費		7,125
研究員費 @ 484,110 円 × 12ヶ月 = 5,809,320 補助員費 @ 14,000 円 × 94日 = 1,316,000		
4. 光熱水費		3,800
電気代一式 = 1,400,000 水道代一式 = 1,500,000 ガス代一式 = 900,000		
5. 旅費		945
(1)研究員旅費 国内旅費一式 = 160,000 海外旅費一式 = 685,000 (2)委員等旅費 国内旅費一式 = 100,000		
6. その他		4,733
(1)印刷製本費 電子ファイル作成一式 = 55,600 (2)会議費 会議費一式 = 10,000 (3)謝金 委員謝金一式 = 100,000 (4)リース料 機械リース料 @ 380,625 円 × 12ヶ月 = 4,567,500		
II. 間接経費 [I × 30%] 26,919,000 円 × 30 % = 8,075,700		8,075
①合計 (I + II)		34,994
②小計 (①、円)		34,994,000
③消費税及び地方消費税(円)		3,499,400
合計 (②+③)		38,493,400

国立研究開発法人等の研究員・補助員費単価（交通費込み）は、契約単価としてください。なお、健保等級単価の適用も可能です。

国立研究開発法人等の算定方法に従って計上してください。

積算基礎(円)		積算額(円)
III. 再委託費・共同実施費		1,000,000
1. 再委託費		1,000,000
株式会社〇〇〇〇 = 1,000,000		
2. 共同実施費		0
学校法人▽▽大学 =		
④消費税及び地方消費税		100,000
合計(III+④)		1,100,000
合計(②+III)		35,994,000
消費税及び地方消費税(③+④)		3,599,400
総計(円)		39,593,400

再委託先・共同実施先がない場合はこの欄は削除してください。

- ・経費の算定は外税方式で、積算する時には消費税抜き額が合計額となっています。
- ・中項目（上記例では算用数字で括ってある項目）毎に合計し、千円未満を切捨ててください。

ウ. 大学等の場合

大学等（国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学および高等専門学校）の積算方法は、契約書で定める積算基準を確認してください。設備備品費、消耗品費、謝金、旅費、光熱水費については、平均単価方式または「〇〇一式」と記載することも可能です。

設備備品費については、実施計画書の1.(3)事業内容に記載されている「装置」および「その装置に必要な周辺機器」をまとめて一式で記載してください。
 例えば、(3)事業内容において「金属材料の①引張強度、②耐熱性について、評価する」という記載がある場合においては、引張強度試験装置 一式、温特性評価装置 一式、試験片作成装置 一式（①と②両方の実施の前提となる共通装置等は別に記載する等）のように記載してください。また、複数の競争的研究費等による「共用設備」を購入する場合は、品名に【共用設備】と記入の上、「負担割合」を乗じてください。

国立大学法人★★★大学 項目別明細表(N1年度)

積算基礎(円、消費税及び地方消費税込み、※は消費税相当額含む)		積算額(千円)
I. 直接経費		28,875
1. 物品費		11,450
(1)設備備品費		
〇〇試験装置【共用設備】一式	9,450,000 × 1/2 = 4,725,000	
〇〇評価装置 一式	= 1,155,000	
〇〇作成装置 一式	= 3,570,000	
〇〇設置改修費 一式	= 619,450	
(2)消耗品費		
〇〇薬品 一式	= 462,000	
〇〇実験器具 一式	= 919,800	
2. 人件費・謝金		5,462
(1)人件費		
研究員費 ※	◎ 367,500 円 × 12 ヶ月 = 4,410,000	
補助員費 ※	◎ 10,080 円 × 94 日 = 947,520	
(2)謝金		
委員謝金一式	= 105,000	
3. 旅費		2,776
(1)研究員旅費		
国内旅費一式	= 319,200	
海外旅費一式 ※	= 2,100,000	
(2)専門家旅費		
海外旅費一式 ※	= 357,000	
4. その他		9,187
(1)外注費		
〇〇ソフト開発外注	= 1,764,000	
(2)印刷製本費		
電子ファイル作成一式	= 58,380	
(3)会議費		
会場借料	= 114,450	
(4)通信運搬費		
宅配使代	= 5,250	
(5)光熱水料		
電気、ガス、水道	= 1,050,000	
(6)その他(雑経費)		
機械リース料	◎ 561,750 円 × 10 ヶ月 = 5,617,500	
〇〇装置保守費 一式	= 525,000	
学会参加費	= 52,500	
II. 間接経費(Ⅰ×30%)		8,662
28,875,000 円 × 30 % = 8,662,500		
合計(Ⅰ+Ⅱ)		37,537
①合計(Ⅰ+Ⅱ、円)		37,537,000
②うち消費税及び地方消費税(円)		3,412,454
III. 再委託費・共同実施費		12,875,000
1. 再委託費		8,275,000
株式会社〇〇〇〇	= 3,025,000	
国立大学法人☆☆☆大学	= 5,250,000	
2. 共同実施費		4,600,000
学校法人△△△大学	= 4,600,000	
③うち消費税及び地方消費税(円)		1,170,453
合計(①+Ⅲ)		50,412,000
うち消費税及び地方消費税(②+③)		4,582,907

大学等の補助員費単価(交通費込み)は、契約単価(学内規程)としてください。

人件費、海外旅費等の不課税項目は、消費税込み額を計上してください。この時、項目に※をつけてください。

再委託先・共同実施先がない場合はこの欄は削除してください。

- ・経費の算定は内税方式とし、労務費や海外旅費等の不課税の項目は消費税相当分を加えて(当該項目に※を表示)計上してください。
- ・中項目(上記例では算用数字で括ってある項目)毎に合計し、千円未満を切捨ててください。

エ. 消費税の免税事業者等^{*}の場合

委託先または再委託先が消費税の免税事業者等である場合は、経費の積算は内税方式としますが、消費税額は実際に支払う分のみが対象です。したがって、課税対象の経費については消費税等を含む取引価格で計上し、不(非)課税対象の経費についてはそのままの取引価格(消費税相当分を加算しない)を計上してください。

※消費税の課税事業者となるか免税事業者となるかについては、具体的には国税庁のホームページ等に記載がありますが、様々な要件にて判定されるため、不明な場合は税理士等にご確認ください。また、国または地方公共団体(一部事務組合、広域連合等含む)が一般会計に係る業務として行う事業(消費税法第60条第6項適用の場合)については、免税事業者と同様の取扱とします。

・・・株式会社 項目別明細表(N1年度)

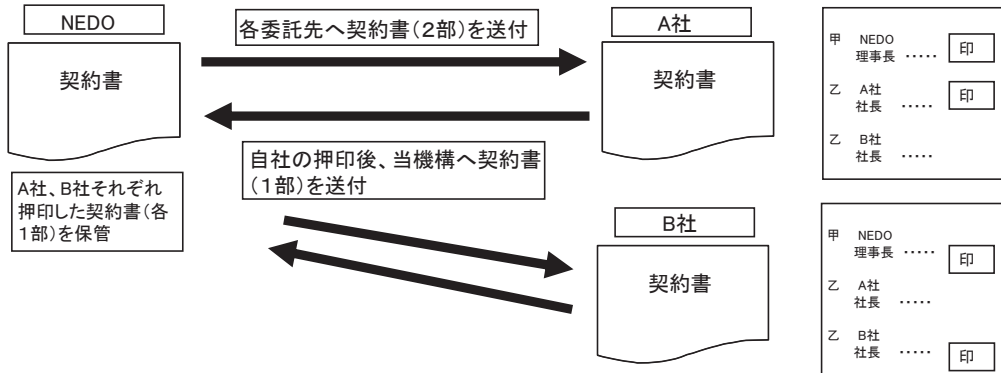
積算基礎(円)	積算額(千円)
I. 機械装置等費	660
1. 機械装置等製作・購入費	660
△△用形成設備一式 @ 600,000 円 × 1式 × 1.1 = 660,000	
II. 労務費	1,436
1. 研究員費	1,436
@ 3,990 円 × 360 hr = 1,436,400	
III. その他経費	592
1. 旅費	64
研究員旅費 国内旅費一式 @ 32,400 円 × 2 人回 = 64,800	
2. 諸経費	528
機械リース料 ○○試験機器リース料 @ 160,000 円 × 3 ヶ月 × 1.1 = 528,000	
IV. 間接経費 [(I + II + III) × 20%]	537
2,688,000 円 × 20 % = 537,600	
総計(I + II + III + IV)	3,225
総計(円)	3,225,000

- ・ 労務費、海外旅費等のように不課税の項目の場合は消費税抜き額を、その他の課税の項目の場合は消費税込み額を計上してください。
- ・ 中項目(上記例では算用数字で括弧してある項目)毎に合計し、千円未満を切捨ててください。

3. 契約締結

- (1) 契約書における委託先の記名者は原則、代表者としてください。
- (2) NEDOと委託先間で取り交わす委託契約書は、原則、印紙を貼付する必要はありません。
- (3) 複数の委託先が連帯して契約を行う場合は、1対1の契約を基本とします。連名契約先全てが一つの契約書に記名押印する際、契約締結の早期化を図るため、NEDO と個々の連名契約先が記名押印した契約書の合冊をもって契約が成立することとします。

(例)



- (4) 契約書に記載された内容について、加除訂正を行う場合には、該当箇所を二重線で抹消し、加除訂正の文字数を訂正個所の横の欄外余白に記入してください。そこにNEDO理事長、委託先代表者の役職印をそれぞれ押印することとします。

(例)

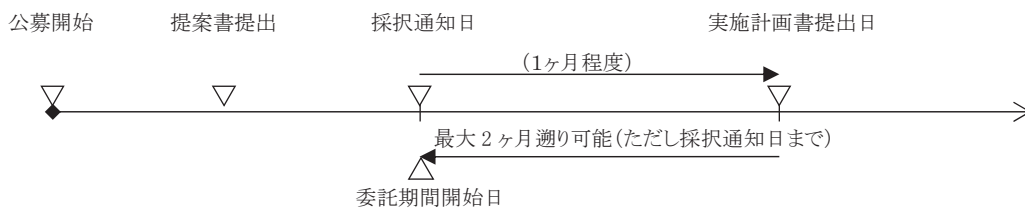
3字抹消
 3字挿入
 < 役職印が文字にかかるように押印 > 川崎市
 神奈川県横浜市

- (5) 契約締結時にNEDOが契約書を送付するにあたり、同封する事務連絡文書で当該契約に係る「契約管理番号」を通知します。「契約管理番号」は、当該事業が完了するまで関係書類に記入します。

(6) 委託期間

NEDOが受理した実施計画書の提出日から、最大で2ヶ月前の日(実施計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日)まで、委託期間開始日を遡ることが可能です。実施計画書の提出期限および具体的な委託期間開始日は、プロジェクト担当部から通知しますので、指示に従ってください。

なお、NEDOでは契約締結の早期化を図るべく取り組んでおりますので、実施計画書の提出は「実施計画書作成依頼」に記載の提出期限(1ヶ月程度)までに行っていただくようご協力をお願いいたします。



4. 継続事業に係る手続の流れ

NEDOが策定した当該プロジェクトの基本計画に基づいて、次年度も引き続き実施する事業を継続事業といいます。プロジェクト担当部から現契約を継続する仕様の提示を受けて、契約期間を延長するため、現契約と継続事業の契約は連続した一つの契約となります。なお、現契約期間末日までにNEDOから通知する実施計画変更申請書承認の受理を必要とします。

また、期間延長に加え、限度額の後倒し、増額変更がある場合は、「Ⅲ. 5. (1) 事業の進展等による前倒し実施、事業の遅延等による後倒し実施の場合、(2) 増額変更について」を参照してください。

①提出書類

委託業務実施計画変更申請書 **書式Ⅲ-1** (P. 54)を、委託期間終了月の中旬までに提出してください。

②留意事項

期間延長(※1)の手続き内容
①プロジェクト担当部から「変更仕様書」を提示
②「実施計画変更申請書」の提出(※2)
③プロジェクト担当部から「実施計画変更申請書」の承認を受理
④変更契約の締結

※1 期間延長の手続きの時期については、プロジェクト担当部の指示に従ってください。なお、期間延長を行った場合、当該年度は最終年度から中間年度(3月31日まで)になります。

※2 期間延長に限度額残等の後倒しを伴う場合、「実施計画変更申請書」には期間延長の内容と後倒しする限度額残等の額を記載してください。

5. 関係書類の提出

事務手続きの簡素化・効率化を図るため、委託契約書(変更を含む)を除く全ての文書(申請書、届出書等)について、原則、押印は不要とします。なお、メール等による文書の提出にあっては、真正性を確保する観点から、原則、実施計画書に記載の「業務管理者、経理責任者、プロジェクト担当窓口、契約・検査・支払担当窓口」から提出してください。

(1) 提出文書の記名者

提出文書	記名者
① 委託契約書・変更契約書 ② 権利義務の承継申請書	代表者
③ 支払請求書	支払請求権限者*(代表者、業務管理者でも可)
上記以外の提出文書	業務管理者(代表者でも可) 別途指示がある場合を除く

※ 支払請求権限者の部署名・役職名を必ず記入。

6. 業務委託費積算基準

第1 実施計画書、委託費項目別明細表及び支出した委託費を整理するにあたっては、次の通りとする。

項 目		内 容	(摘 要)
大 項 目	中 項 目		
I. 機械装置等費	1. 土木・建築 工事費	<p>プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに要した労務費、材料費、旅費、交通費、消耗品費、光熱水料、仮設備費及びその他の経費</p> <p>なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。</p>	<p>当該項目に計上するものは、購入・製作にあつては、その取得価額が10万円以上かつ使用可能期間が1年以上のものとする。</p> <p>機械装置等を製作する場合は、研究部門の仕様に基づいて生産部門で製作設計及び製作加工することをいい、その経費には次のような経費を含む。(Ⅱに含まれるものを除く。)</p> <p>① 製作設計費 — 機械装置等の細部製作設計に要した労務費(外注設計の場合にあつてはその経費)</p> <p>労務費は、製作設計に直接従事する者の労務費単価(労務費単価は当該製作設計に要した直接労務費及び間接経費により算出した乙の実績単価)に直接作業時間数を乗じることにより算出</p> <p>② 製作加工費 — 機械装置等の製作に要した直接材料費、加工費及び直接経費</p> <p>(イ) 直接材料費 — 機械装置等の製作のための直接材料、副材料費及び部品を製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費</p> <p>(ロ) 加工費 — 機械装置等の製作に要した労務費</p> <p>労務費は、加工に直接従事した者の労務費単価(労務費単価は当該加工に要した直接労務費及び間接経費により算出した乙の実績単価)に直接作業時間数を乗じることにより算出</p> <p>(ハ) 直接経費 — 専用治工具費、外注加工費及びその他の直接経費であつて、すでに(ロ)加工費中の製造間接費に算入されていない</p>
	2. 機械装置等 製作・購入費	<p>委託業務の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要した場合におけるその製造原価又は購入若しくは借用に要した経費。ただし、乙の製造による商品を充てた場合にあつては、その社内振替価格とすることを妨げない。</p> <p>なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。</p>	

項 目		内 容	(摘 要)
大 項 目	中 項 目		
			<p>ものとする。</p> <p>i) 専用治工具費 — 機械装置等の製作に専用するための治工具を製作、購入又は借用を必要とした場合におけるその製造原価又は購入若しくは借用に要した経費</p> <p>ii) 外注加工費 — 機械加工、部品組立、配線、メッキ、酸洗い、保温、又は耐酸、耐熱、耐水ライニング若しくは塗装等の外注に要した経費</p> <p>iii) その他の直接経費 — i)からii)までに掲げる経費以外の経費</p> <p>③ 添付品費 — 機械装置等に組み込まれる各種機器類等であって、上記直接材料費中の部品費として計上することが適当でないものを製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費</p> <p>④ 運搬費 — 機械装置等の梱包及び運送を外注することが必要な場合、これに要した経費</p> <p>⑤ 据付費 — 機械装置等の現地据付を外注することが必要な場合、これに要した経費</p>
	3. 保守・改造 修理費	<p>①プラント及び機械装置等の保守(機能の維持管理等)を必要とした場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費(ただし、Ⅱ及びⅢの1.、2.及び4.の光熱水料に含まれるものを除く。)外注を必要とした場合は、それに要した経費</p> <p>②プラント及び機械装置等の改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合=資本的支出)、修理(主として原状に回復する場合)を必要とした場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費(ただし、Ⅱ及びⅢの1.、2.及び4.の光熱水料に含まれるものを除く。)外注を必要とした場合は、それに要した経費</p> <p>なお、資産登録が必要なもの</p>	<p>保守費とは、法定点検、定期点検及び日常のメンテナンス等に要した経費をいい、工事を伴わないものをいう。</p> <p>改造費とは、次のような経費をいう。</p> <p>① 装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合の通常取替(原状回復)の費用を超えた経費</p> <p>② 改造か修理か明らかでない場合であって、その経費が60万円以上又はその装置等の前期末における取得価格の10%を超えたとき、その経費</p> <p>修理費とは、次のような経費をいう。</p> <p>① 装置等の原状回復に要した経費(移設費、解体費を含む)</p> <p>② 装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合であるが、その経費が10万円未満の場合</p>

項 目		内 容	(摘 要)
大 項 目	中 項 目		
		と資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。	③ 改造か修理か明らかでない場合であって、その経費が60万円未満のとき又はその装置等の前期末における取得価格の10%以下であるとき、その経費
II. 労務費	1. 研究員費	<p>委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等(以下「研究員」という。)の労務費は、原則として甲が別に定める健保等級に基づく労務費単価表(時間単価用)の単価に基づき算定する。</p> <p>ただし、以下に掲げる場合はこの限りではない。</p> <p>① 当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員(以下、「エフォート専従者」という。)の場合は、労務費単価表(エフォート専従者用)の月額に申告したエフォートを乗じて算出すること。</p> <p>健保等級を適用する者の労務費の算定においては、法定福利費(健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分)を含めることとする</p> <p>(出向契約書等により出向先が法定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む)。</p> <p>ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。</p> <p>なお、労務費単価表の適用及び①の方法による算出が困難であると甲があらかじめ了解した場合には、乙が国の委託事業において使用している受託規定に基づき算出することもできる。この場合において、Iに含まれるものを除く。</p>	

項 目		内 容	(摘 要)
大 項 目	中 項 目		
	2. 補助員費	委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、Iに含まれるものを除く。)	
Ⅲ. その他経費	1. 消耗品費	委託業務の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費	機械装置、その他備品等でその取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のものを含み、研究者等が通常使用する事務用品等の消耗品は除く。
	2. 旅費	①委託業務を実施するため特に必要とした研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費 ②登録委員、外部有識者、外部専門家が、委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要した経費で旅費、滞在費、交通費 ③乙が再委託先又は共同実施先に対して行う検査に要する国内旅費	
	3. 外注費	委託業務実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費	
	4. 諸経費	以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費	
			例示すれば、以下のとおりである。 1) 光熱水料 — 委託業務の実施に直接使用するプラント及び機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費 2) 会議費 — 委託業務実施に直接必要な会議の開催に要した経費。ただし、乙の研究員のみによる会議、会合に要した経費は除く。 3) 通信費 — 委託業務の実施に直接必要な通信・電話料 4) 借料 — 委託業務の実施に直接必要な現場事務所賃借料、車両借上費等、乙又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品及び電子計算機の使用(社内単価又は外注による場合の契約単価とする。)等に要した経費 5) 図書資料費 — 委託業務の実施に直接必要な図書資料購入費 6) 通訳費・翻訳費 — 委託業務の実施に直接必要な海外出張等における通訳雇用に要し

項 目		内 容	(摘 要)
大 項 目	中 項 目		
			<p>た経費及び翻訳費</p> <p>7) 運送費 — 委託業務の実施に直接必要な送付(運搬を含む)に要した経費</p> <p>8) 委員会費 — 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要した委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費</p> <p>9) 学会等参加費・論文投稿料 - 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換のための学会等への参加費(学会等に参加するための旅費は除く。)及び成果に関する論文投稿に係る経費</p> <p>10) 報告書等作成費 — 成果報告書の電子ファイル作成費及び資料等の印刷・製本に要した経費</p> <p>11) キャンセル料 — 委託業務の実施に必要な旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)</p>
IV. 間接経費		<p>上記経費を除く委託業務の実施に伴う乙の管理等に必要な経費</p>	<p>1 間接経費の算定は、経費総額(Ⅰ～Ⅲ)に間接経費率を乗じて行うことを原則とする。</p> <p>2 間接経費率は、原則10%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし、次項3に該当する中小企業及び次項4に該当する技術研究組合等については、間接経費率は20%(甲が別に指示する場合はその率)とし、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。</p> <p>3 前項のただし書きに定める中小企業は、中小企業基本法第2条に該当する法人とする。ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人であっても甲が別に定める「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。</p> <p>4 第2項のただし書きに定める技術研究組合等は、当該組合の組合員である会社法に定める会社のうち、3分の2以上が中小企業基本法第2条に該当する法人で構成する組合とする。ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人であっても甲が別に定める「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。</p> <p>5 第2項のただし書きに定める中小企業及び技術研究組合等の判定に当たっては、次のとお</p>

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
			りとする。 一. 契約の締結時は、契約を締結する事業年度の4月1日時点における最新のデータから判断するものとする。ただし、契約を締結する事業年度の4月1日時点で設立されていない企業及び技術研究組合等は、甲が別に定めるところによる。 二. 複数年契約における次年度分は、次年度4月1日時点における最新のデータで判断する。
V. 再委託費・共同実施費		再委託費又は共同実施費は、委託業務の一部について、乙以外の者に再委託又は共同実施するのに要した経費。 当該経費の算定に当たっては、上記 I からIVに定める項目又は甲が別に定める積算基準の項目に準じて行う。	再委託及び共同実施の額は、原則として乙との契約金額の50%未満とすること。

第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

- 1 委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのもの。
- 2 委託期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。

第3 公募要領等で委託費の対象外と指定した項目及び経費については、経費算定の対象とする支出額には含めないものとする。